

使い捨て社会

ごみにするか、資源にするかは

捨てる人には不用品でも、再生品の原料として生かすためには皆さん一人ひとりの協力がが必要です。

ペットボトルの場合、はずしたキャップは燃やせないごみとして指定された日の8時30分までに出してください。



地域活動に協力を

ごみとして出される物を資源として再利用する取り組みはさまざまな形で行なわれています。

学校や地域の子ども会が廃品回収を実施したり、衣服や置物など家庭で使用しなくなった物を取り扱うリサイクル市が定期的開催されてき

ました。

新聞や古雑誌など、1回の廃品回収で集められる量は4トトラックで2台から3台にもなるといいます。「子どもと親が各家庭の玄関先に出された物を集めて集積場所まで運んでくれるので作業がスムーズに進む」と業者も喜んでいきます。

日ごろの意識と実践

かつて「消費は美德」といわれ大量生産、大量消費、大量廃棄が当然のような風潮がありました。

しかし、現在では限りある資源をいかに有効に活用するか。できるだけごみとなる物を作らない。リサイクルできるものは再利用する時代になってきました。

ごみとして捨てる前に、何かの役に立たないかと思直すこと、どうすれば少しでもごみを減らすことができるか考えることは大切です。捨てるものを資源に活かすかごみにするかは、日ごろの皆さんの意識と実践次第だと言われています。

子ども会の活動として毎年行なわれている廃品回収



「第5期分別収集計画」の縦覧について

安平・厚真行政事務組合では、容器リサイクル法第8条第1項の規定により、平成20年4月から平成25年3月までを計画期間とする「第5期分別収集計画」を定めました。

今回作成した計画の全文は早来庁舎住民生活課、追分庁舎住民総合相談室及び安平・厚真行政事務組合で縦覧することができます。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151

※容器リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) 第8条第1項

市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域を容器包装廃棄物の分別収集に関する計画(以下「市町村分別収集計画」という。)を定めなければならない。